

令和3年度上三川町職員採用試験

▼受付期間＝7月9日(金)～8月6日(金)

▼採用職種・人員・受験資格

職 種	人 員	受験資格
一般事務①	3名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方
一般事務②	1名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、かつ、次の要件をすべて満たす方 ①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方 ②活字印刷文による出題に対応できる方
土木・建築事務	1名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、土木課程又は建築課程を修了した方又は令和4年3月末までに修了見込みの方、又は土木・建築に係る資格を有する方※
保健師	1名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有している方又は令和4年4月末までに免許取得見込みの方

※土木施工管理技士、建築士、建築施工管理技士等の資格になります。

▼申込方法＝「令和3年度上三川町職員募集要項」を参照し、申込書兼履歴書等を町総務課へ提出してください。

募集要項は、役場総務課に来庁、又は町ホームページからダウンロードできます。

▼問い合わせ先＝総務課 総務人事係 ☎9116

石橋地区消防組合職員(地方公務員)採用試験のご案内

令和4年4月1日に採用を予定する消防職員採用試験を実施します。受験を希望される方は試験案内から受験資格や申込方法などをご確認ください。

なお、試験案内は消防組合ホームページでも確認することができます。

▼試験案内・申込書の請求方法＝試験案内及び申込書は、消防組合ホームページからダウンロードしてください。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、消防署での配布はいたしません。

○インターネット

石橋地区消防組合ホームページで申込書等をダウンロードできます。

<http://www.119-ifd.or.jp/>

▼試験申込方法＝消防本部総務課へ郵送にて提出してください。

▼採用予定職種＝消防職(地方公務員)
管轄区域(下野市・壬生町・上三川町)

▼採用予定人員＝男女 8名程度

▼受験資格＝平成9年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた方で日本国籍を有し、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

▼申し込み期間＝7月5日(月)～8月6日(金)

※郵送による場合は当日消印有効

▼試験日程＝

(1次)・教養試験

9月19日(日) 小山市役所(小山市中央町1-1-1)

(2次)第1次試験合格者に第2次試験の日程案内を通知します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、試験内容、日時等が変更となる場合があります。変更があった場合には、随時ホームページにてお知らせします。

▼問い合わせ先＝石橋地区消防組合消防本部 総務課 ☎0285(53)0509

上三川町 ファミリー・サポート・センター 提供会員・依頼会員を募集しています

◎ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人と、行いたい人が会員になり地域で子育てを支えあう有償のボランティア活動です。

☆幼稚園・保育園・習い事への送り迎え

☆上の子の参観日や遠足・運動会の時に、下の子をお預かり・・・など

◎会員の条件について

【提供会員】町内に居住している20歳以上の方で、心身ともに健康な方。

※申し込み後に指定する講習の受講が必要です。

【依頼会員】町内に居住または、勤務している方で、生後6か月から

小学6年生以下のお子様の保護者。

※興味がある方のお問い合わせ、お待ちしております。

保 育	月曜日から金曜日の 午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
	土・日・祝日及び年末年始 並びに上記以外の時間帯	1時間あたり800円
送 迎	交通費(自家用車利用時)	1回あたり200円
	公共交通機関、タクシーを 利用した場合	実費
食 事	食事(ミルクを含む)の提供を した場合	実費

募集中



▼問い合わせ先＝子ども家庭課 相談支援係 ☎569137
(ファミリー・サポート・センター事務局)

国民年金「保険料免除制度」をご利用ください

所得が少なく、前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等の状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の承認を受けても、納付すべき一部保険料を納付しない場合、免除期間とはならず未納期間となります。

障がいや死亡といった不慮の事態が生じたとき、未納期間があると年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼受付＝7月1日(木)～

▼免除承認期間＝令和3年7月～令和4年6月分

▼必要なもの＝・マイナンバーがわかるもの

・代理申請の場合は代理の方の運転免許証など

・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▼問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎569134
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。